神前地区コミニティ・プラント精密機能検査業務委託仕様書

第1章 総則

第１条　業務の目的

本委託業務は、神前地区コミニティ・プラントについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第五条の規定に基づき、処理施設の機能を保全するため、精密機能検査によって、運転管理実績、機能の状況、設備・装置の状況、耐用の度合い等について調査を行い、これらの結果と維持管理基準及び設計基準と比較して処理負荷及び処理機能を検討するとともに今後の本施設の適正な施設運営及び施設整備における参考資料とすることを目的として実施する。

第２条　業務委託の場所（施設の概要）

施設名　　神前地区コミニティ・プラント
所在地　　四日市市高角町地内
処理能力　1,430m³／日（日最大）
処理方式　長時間ばっき方式
稼動年度　平成 13 年度

第３条　業務期間

契約の日から令和９年３月１９日まで

第４条　仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従い、疑義が生じた場合は本局担当者と十分協議するものする。但し、本仕様書に明記のないものであっても、業務に当然必要な事項は本業務に含むものとする。

第５条　関係法令等の遵守

業務実施のあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「コミニティ・プラント構造指針」をはじめ、関連する法令・規格等を遵守しなければならない。

第６条　機密の保持

本業務の遂行上、知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を厳守すること。

第７条　提出書類

１　着手時

・ 委託業務着手届　１部
・ 業務工程表　１部
・ 委託業務主任者等専任届及び業務主任者・管理技術者経歴書　１部
・ 業務計画書　１部
・ その他必要な書類　１式

２　完了時

業務完了後、次の書類を委託者へ提出し、履行報告を行うこと。

・ 業務完成届　１部
・ 精密機能検査等報告書（写真含む）を A4 サイズ製本したもの　２部
・ 上記報告書の電子データ（CD-R 等）　１部
・ その他必要な書類　１式

※ 書式については本局担当者の指示による。

第８条　支払い方法

委託料の支払いは完了払いとし、委託者による提出書類の確認後、受託者は委託者へ委託料の支払いを請求するものとする。

第２章　業務の内容

第１条　業務の概要

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第五条の規定に基づき、維持管理実績、設備・装置等の状況を調査・検査することで必要な改善点を指摘し、以て処理施設の機能を保全するためのものである。

第２条　業務内容

１．施設の概要

施設の概要、処理工程及び補修工事、改良工事等の内容について調査する。

２．運転管理実績

（１）運転管理実績

年度別、月別に流入量、汚泥処理量、放流水量、電力使用量、燃料使用量及び各種薬品使用量等の運転実績を調査する。

（２）作業状況

処理工程ごとに日常の作業状況を聞き取り、調査を行う。また、定期作業の内容についても調査する。

（３）水質及び汚泥検査

別表の箇所及び項目を分析検査する。

（４）処理条件と処理効果

各処理工程においてそれぞれの機能を設計基準と比較して検討する。また水処理工程の物質収支についても同等に比較、検討を行うこと。ただし、その作成にあたっては、今回行う水質検査等の結果を用いて可能となる範囲のみとしてもよい。

３．設備等の状況

（１） 書類調査

基本図書（設計書、図書等)、運転記録（日報、月報等）等について調査する。

（２） 設備、機器等の検査

各設備、装置、機器類について検査し、その状況を良、要補修、要交換、改造などのランクに区分して判定し、その箇所を示す。

ａ．土木・建築設備

各設備について亀裂、破損箇所の有無、不等沈下、漏水・浸水の有無を検査する。

ｂ．機械設備

各設備について、腐食、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受等のオイル、グリスの補給状況及び損耗等を検査する。

ｃ．電気設備

各設備について、腐食、損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動、異常音、温度上昇、その他配線、安全器等の状況を検査する。

ｄ．配管、弁設備

各設備について、腐食、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等を検査する。

ｅ．その他

全体的な水位高低関係、悪臭の発生等を検査する。

脱臭装置の出入口において、硫化水素、アンモニアの臭気を測定し、脱臭状況を調査する。

４．施設整備内容の検討

（１）改善点の指摘及び補修計画の提案

精密機能検査の結果に基づき、施設整備の構造・設計性能及び維持管理上の問題点、改善点を指摘する。改善及び整備が必要な施設整備について、その優先性を考慮し、また本施設の保全計画と整合を図って年次別の補修（改善）計画を提案する。

（２）概算事業費の算出

上記で立案した補修（改善）計画に基づいて、年次別の概算事業費の算出を行う。

別表

水質分析項目

分析項目	流入	1系曝気槽 第1室 入口	1系曝気 第1室 出口	2系曝気 第2室 出口	1系沈殿 出口	2系沈殿 出口	放流 消毒槽 出口	濃縮汚泥 入口	濃縮汚泥 出口 汚泥	濃縮汚泥 出口 脱離液	脱水 ケーキ	計
pH	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	−	10
BOD	1	1	1	1	1	1	1	−	−	1	−	8
COD	1	1	1	1	1	1	1	−	−	1	−	8
浮遊物質(SS)	1	1	1	1	1	1	1	−	−	1	−	8
塩素イオン	1	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	2
アンモニア性窒素	1	1	1	1	1	1	1	−	−	1	−	8
亜硝酸性窒素	1	1	1	1	1	1	1	−	−	1	−	8
硝酸性窒素	1	1	1	1	1	1	1	−	−	1	−	8
全窒素	1	1	1	1	1	1	1	−	−	1	−	8
全りん	1	1	1	1	1	1	1	−	−	1	−	8
溶存酸素	1	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	2
色度	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	1
水温	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	−	10
蒸発残留物	1	−	−	−	−	−	1	1	1	−	−	4
大腸菌群数	1	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	2

汚泥分析項目

強熱減量	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1	2
含水率	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1

注:分析方法については、公的分析法によること。

○仕様書追記事項

【 注意事項 】

（１）個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

（２）暴力団等不当介入に関する事項

１．契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成 20 年四日市市告示第 28 号)第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

２．暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（１）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（２）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（３）上記（１）及び（２）の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

（３）障害者差別解消に関する事項

１．対応要領に沿った対応

（１）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成２９年２月２８日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（２）上記（１）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

２．対応指針に沿った対応

上記１に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第１１条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。